有害獣捕獲檻管理規程

（目的）

第１条　本規程は、　　　農家組合（以下「組合」という）が所有する有害獣捕獲檻（以下「捕獲檻」）の使用に際して、捕獲効果を高めると共に、捕獲檻の損耗を最小限に押さえ、安全かつ適正な利用を図ることを目的とする。

（捕獲檻概要について）

第２条　組合は、以下の捕獲檻を所有する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 購入年月日 | 規格 | 台数 | 備考 |
|  |  |  |  |

（捕獲檻の運用について）

第３条　捕獲檻の運用については、「福井県有害鳥獣捕獲実施要綱」に従うこととし、以下を定める。

　１　檻の管理者は、　　　　　　　とする。

　　　管理者は、法令を遵守し適正な管理を行う責務を負う。

　　　許可捕獲以外に捕獲檻を使用したり、事故が発生した時等、重大な過失があった場合は一切の責任を負う。そのため安全には充分留意すること。

　２　檻の設置および有害獣の殺処分は必ず有害獣捕獲隊員に行わせる。

　　　管理者および組合員は、餌撒き、見回り等、補助的な役割を行う。

　３　運用については有害鳥獣捕獲隊員と相談し、効率的な利用に努めること。

　４　管理者は事前に有害鳥獣捕獲要請書を市に提出し、許可を得ること。

　５　捕獲檻の設置場所は、　　　　　　　とする。

　６　管理者は捕獲の成果を記録すること。

（捕獲檻の狩猟期間での使用について）

第４条　狩猟期間の運用については、有害捕獲を目的とする場合のみ可能とし、管理者の許可の元、狩猟免許取得者が使用すること。組合員以外（狩猟免許取得者に限る）が使用する場合は、必ず貸借契約を締結する事。（鳥獣保護区においては、許可捕獲のみとなるので注意すること）

この規程は、　　　　年　　月　　日から施行する。

団　体　名

代表者名　　　　　　 　　　　　　　　　（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

住　　　所

連　絡　先